

最近のお墓事情とトラブル事例

今年もお彼岸が近づいてきました。「お墓参りしたいが遠方でなかなか行けない」「自分の亡き後、子供に足を運んでもらうのは心苦しい」など、心配されている方は多いのではないのでしょうか。最近は、このような思いから遠方にあるお墓を、お参りしやすい自宅付近に引っ越しする「改葬」や、そもそもお墓を持たない選択も増えています。さて、今回は大きな変化を迎えているお墓について考えてみましょう。

勘違いしていませんか？



「お墓を買う」ってどういうこと？
土地ごと買うってことかな？

土地を買うわけではありません。区画を使用できる権利「永代使用权」を取得し、墓地運営者との間で墓所使用契約を結ぶことです。



「永代使用权」って永遠に
使用できる権利なの？

「永代」とは、永久や永遠ではなく、「代がある限り」という意味です。つまり、継承者がいる限り使用できる権利であり、継承者がいなくなり、無縁墓と認定されれば、権利は消滅し、原則的に墓石は撤去され、お骨は合葬されます。



いろいろあるお墓の種類

一般のお墓

いわゆる昔からある「〇〇家之墓」です。焼骨を埋蔵します。永代使用权と墓石を購入して、年間管理料を支払います。



納骨堂

焼骨を収蔵します。地表の下に埋めることはできません。「墓石が必要ない分、経済的だ」というほか、「雨天でも困らない」「墓掃除がいらぬ」という点でも魅力を感じる人が多いと言われています。

タイプ

- ロッカー形式
 - 仏壇形式
 - 自動搬送形式 など
- また、一人用、夫婦用、家族用、共同など大きさはまちまちです。

樹木葬

墓石の代わりに木を植栽した墓地に埋葬します。環境の観点から選択する人や墓石を建てない分、経済的だという理由で選ぶ人が増えています。



永代供養墓

跡継ぎを必要としない形態で本人が生前に申込む必要があります。他人と共同で入るお墓ですが、「個別埋葬」と、遺骨が混ざる「合葬」があります。

こんなトラブルがあります



「お墓を引っ越しする」と言ったら、お寺から高額な費用を要求された。

相談内容

遠方の寺の檀家となっており、亡くなった祖先や両親の遺骨を納めたお墓がある。高齢で墓参りに行けないので、自宅近くの合同納骨堂に移したい。寺に問い合わせると「300万円支払うように」と言われ、高額なので困っている。

ひとことアドバイス

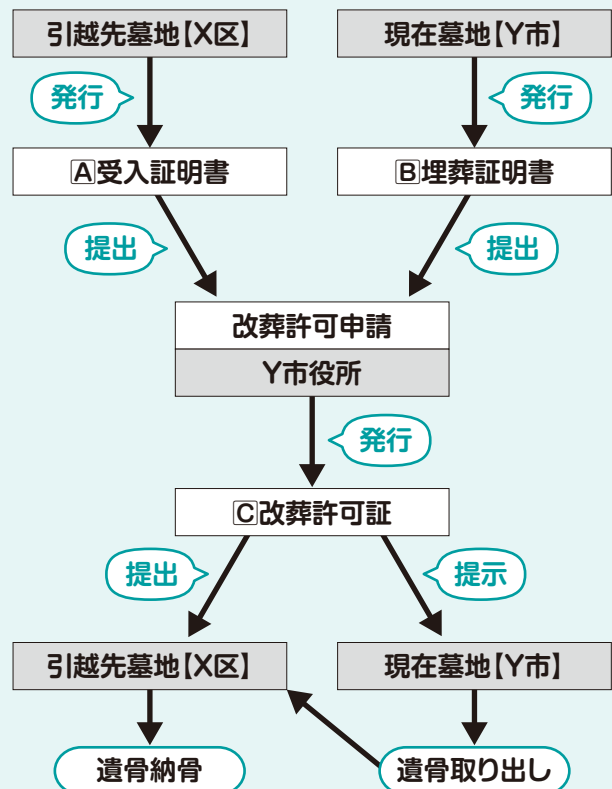
- 今あるお墓を撤去し、他の場所に引っ越しさせることを「改葬」といいます。
- 「改葬」が増加する背景には、人が都市に流出し地元でお墓を管理していくことが難しくなったことがあります。
- 一般的に、改葬する際は、お墓を撤去する費用や新たなお墓の購入費用が必要です。
- 檀家になっている場合は、寺との関係にひと区切り付け、檀家をやめることとなります。寺からお礼として 高額なお布施(いわゆる離檀料)を要求されることもあります。お布施については明確な基準がないため、金額に納得がいけない場合は、お寺と話し合うこととなります。

改葬手続ってどうやるの？

改葬の流れ

勝手にお墓を移転することはできません!!

- 1 引越先の墓地の管理者にA受入証明書を発行してもらおう。
- 2 現在の墓地の管理者にB埋葬証明書を発行してもらおう。
- 3 Y市役所で、改葬許可申請書にAとBを添えて提出し、C改葬許可証を発行してもらおう。
- 4 現在の墓地の管理者にCを提示し、遺骨を取り出す。
※閉眼法要(魂抜き)という儀式を行うことがある。
- 5 引越先の墓地にCを提出し、遺骨を納骨する。
※開眼法要(魂入れ)という儀式を行うことがある。
- 6 元のお墓を撤去し更地に戻す。



「お墓を持たない」「お墓に入らない」という選択

●墓じまい

お墓が遠方であり、なかなか墓参りに行けない場合には、お墓を近くに改葬すれば問題は解決しますが、お墓を継承する人がいないという場合には、お墓を引っ越しするだけでは解決になりません。

このように先祖のお墓を整理することを改葬と区別して「墓じまい」と称しています。また、お墓の継承ができるかわからないため、お墓は「作らず」「持たず」という考え方の人も増加しています。

「墓じまい」の場合、墓石の処分は業者に依頼すればよいですが、遺骨の取扱いは気を付けなければなりません。法律では、許可を受けた墓地以外に遺骨を埋蔵してはならないことになっているので、遺骨を勝手に処分すると死体遺棄罪に抵触する可能性があります。ただし、自宅に遺骨を安置することは問題ありません。

●遺骨の行き先 ～こういう方法もあります～

自然葬(散骨)

生前好きだった海や山で永遠に眠りたいという意思が明確で遺族が納得していれば散骨は可能です。
遺骨は5ミリ以下の粉状にして散骨します。



手元供養

経済的な面や、近くで身近な存在を感じていたいという気持ちから選択されているようです。遺骨を骨壺のまま自宅に安置する他に、ペンダントに入れたりして身に付けるなど、個性的な供養の方法があります。



※「その散骨、違法」と言われないために

以前より身近になった散骨ですが、散骨は法律上定めがありません。

法務省は非公式ながら、「節度を持って散骨が行われる限り、違法ではない」という見解を示しています。「節度を持って」というのは、「骨を遺骨とわからないような状態にする」と解され、細かいパウダー状にしたり、布に包んで散骨する必要があります。

また、水源地等に散骨する場合は、条例によって禁止されている場合があります。詳細は散骨する場所の市区町村に確認して下さい。

「お墓の継承者がいないので心配だ」「子供に頼れない・頼りたくない」など、送られる側の方は、お墓をどのように継承していけばよいか悩まれています。一方、送る側の方は「できる限り、お墓参りに行きたい」「故人を忍ぶ場所がほしい」という希望もあります。埋葬の形が多様化していく中で、どのような方法であれば、双方の気持ちが満たされ、安心感を得られるのか、今後は2つの視点からお墓のあり方を考えていくことが必要ではないでしょうか。

台東区消費生活サポーターの活動をご報告します!

「台東区消費生活サポーター養成講座」を受講し、「消費者検定」3級以上に合格された方がサポーターとなって活動しています。主な活動内容は、消費者被害防止を目的にした出前講座などでの啓発活動です。今回は平成29年度下半期の活動をご報告します。

東京都と東京都生活協同組合連合会との協働事業

かつば橋笑劇場「ウまい話はうまくない 爆笑落語&講座」

12月11日に生涯学習センターのミレニアムホールで開催された「かつば橋笑劇場」に参加しました。

「訪問購入」のお話を中心に、寸劇、クイズなど盛りだくさんの内容で楽しい啓発活動となりました。



おしかけ出前講座 **ふれあい介護予防教室編**

区内7か所で行われた教室におじゃまし、トラブルの多い「訪問購入」について、寸劇での事例紹介や注意点などをお伝えしました。

寸劇では悪質な訪問購入業者の登場に会場は大盛り上がり。参加者の多くが訪問購入の勧誘電話を受けた経験があることから、興味深くお話を聞いていただきました。

いろいろな人と知り合ったり、人前で話したり、家にはできない体験ができた。

活動は自分のためにもよい勉強になった。

サポーターの感想

無理のない範囲で楽しく活動ができた。

事務局より

サポーターは、これからも色々な所におじゃまします。サポーターの活動に注目してください。

サポーター作

「消費者の心構え」標語

うまい話ややさしい言葉に乗せられて、契約し、お金を払ってしまうと取り返すことは大変困難です。

あやしい契約やよくわからない契約はきっぱり断ることが大切です。

そこで、「おことわり」の言葉を使って標語を作りました。

- お そろしい
- こ の手あの手
- と リックで
- わ たしたお金に
- り ターンなし

台東区消費生活サポーターについては、**台東区役所くらしの相談課** 電話(5246)1144 まで

台東区消費生活センター

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 台東区在住、在勤、在学の方が対象です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。

トラブルにあった時は、**早めに消費生活センターへご相談下さい。**



「クレジット・サラ金相談」も常時開設しています。多重債務で困っている方は、ぜひご相談ください。

